

岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成20年3月

岐 阜 県

序 章

ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）は、絶縁性、熱で分解しにくい、不燃性であるなど化学的に安定した性質を有することから、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙など幅広い分野で使用されてきた。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件（食用油の製造過程で熱媒体として使用されていたポリ塩化ビフェニルが食用油の中に混入し、これを摂取した人たちに健康被害を発生させた事件）の発生等をきっかけに、P C Bの毒性が問題化した。さらに、世界各地の魚類や鳥類の体内からP C Bが検出されるなど、P C Bによる汚染が社会問題となり、昭和47年からは、P C Bの新たな製造はなくなり、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、昭和49年6月からは、P C Bの製造、輸入が事実上禁止になっている。

その後30年以上経過したが、P C Bの処理体制の整備は整わず、高圧トランス及び高圧コンデンサを中心としたP C B廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）における保管が長期化するなか、管理の不徹底や事業所の閉鎖に伴うP C B廃棄物の紛失が発生し、P C B廃棄物の紛失等に伴う環境汚染の進行が懸念してきた。

このため、国は、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「P C B特別措置法」という。）を制定し、平成28年7月までにP C B廃棄物を適正に処理しなければならないこととなった。この法律に基づき国が策定したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）において、拠点的広域処理施設を全国で5箇所整備することとなり、日本環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設の整備が進められている。

本県においては、P C B廃棄物の保管に関して、事業者に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく保管基準の遵守や、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置を継続的に指導してきており、P C B特別措置法に基づく、保管状況などの届出の徹底を図り、P C B廃棄物の保管状況の把握に努めてきた。

また、東海4県7市で構成される「P C B廃棄物処理に係る東海地区広域協議会」において、P C B廃棄物の適正な保管や処理を進めるためのパンフレット及びPR用DVDを作成し、保管事業者に対して適正保管を指導している。

平成17年9月からは、日本環境安全事業株式会社豊田事業所が稼働し、平成20年度以降の県内のP C B廃棄物の計画的な処理の見通しが立ったことから、事業者及び行政の役割分担を明確化し、相互に連携してポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するとともに、P C B廃棄物の処理に対する県民及び事業者の理解を得るために、P C B特別措置法第7条に基づき、岐阜県P C B廃棄物処理計画を策定する。

第2章 PCB廃棄物の保管量、使用量及び処分量の見込み

第1節 現状

1 PCB廃棄物の保管量

PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内の保管事業者から届出があったPCB廃棄物の種類別の保管量（平成18年3月末現在）は、表2-1のとおりである。高圧トランスが75事業場に509台、高圧コンデンサが1,267事業場に4,461台、低圧トランスが8事業場に106台、低圧コンデンサが57事業場に6,742台、安定器が約79,000台保管されている。

表2-1 PCB廃棄物の保管量（平成18年3月末現在）

廃棄物の種類	事業場数	保管量
高圧トランス	75	509台
高圧コンデンサ	1,267	4,461台
低圧トランス	8	106台
低圧コンデンサ	57	6,742台
柱上トランス	7	61,332台
安定器	258	79,211台
PCB（濃度100%）	5	0.044t
PCBを含む油	15	1,068.745t
感圧複写紙	3	0.154t
ウエス	15	7.203t
その他の機器	61	444台
汚泥	1	0.04t
その他	12	5.655t

注1) 「その他の機器」は、リアクトル、放電コイル、サーボアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいう。

注2) 「その他」は、PCBが付着した容器等、PCB汚染物をいう。

注3) 「PCB」、「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「汚泥」及び「その他」については、容量で届出されたものについては、 $1m^3 = 1t$ に換算して計上した。

第2節 PCB廃棄物の処分量の見込み

県内のPCB廃棄物の処分量は、現在保管されているPCB廃棄物に現在使用されているPCB使用製品を加えた量とし、その種類別処分見込量は表2-3のとおりである。

なお、今後新たにPCB廃棄物となるものが把握された場合は、順次処分見込量にその量を加えることとする。

表2-3 PCB廃棄物の処分見込量

廃棄物の種類	保管量	発生量	処分見込量
高圧トランス	509台	11台	520台
高圧コンデンサ	4,461台	553台	5,014台
その他の大型電気機器	3,405台	163台	3,568台
PCB（濃度100%）	0.044t	0t	0.044t
PCBを含む油	35.059t	0t	35.059t
柱上トランス	61,332台	約431,000台	約492,000台
柱上トランス由来の微量のPCBを含む絶縁油	0t	約7,500t	約7,500t
低圧トランス	45台	0台	45台
低圧コンデンサ	3,815台	0台	3,815台
安定器	79,211台	3,460台	82,671台
感圧複写紙	0.154t	0t	0.154t
ウエス	7.203t	0t	7.203t
その他の機器	25台	0台	25台
汚泥	0.04t	0t	0.04t
その他	5.655t	0t	5.655t

- 注1) 「その他の大型電気機器」とは、低圧トランス、低圧コンデンサ及び「他の機器」のうち、日本環境安全事業(株)豊田事業所にて処分が可能な大型の電気機器をいう。
- 注2) 「他の機器」は、リアクトル、放電コイル、サーディアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいう。
- 注3) 「その他」は、PCBが付着した容器等、PCB汚染物をいう。
- 注4) 「PCB」、「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「汚泥」及び「その他」については、容量で届出されたものについては、 $1m^3 = 1t$ に換算して計上した。
- 注5) 「柱上トランス」及び「柱上トランス由来の微量のPCBを含む絶縁油」の発生量は、北陸電力(株)が県内で使用しているもの及び中部電力(株)が供給区域内(岐阜県、愛知県、三重県、静岡県及び長野県)で使用しているものが、平成28年7月までに廃棄物となる見込として計上した。
- 注6) 「低圧トランス」、「低圧コンデンサ」及び「他の機器」は、日本環境安全事業(株)豊田事業所にて処分が可能な大型の電気機器を除いて計上した。

日本環境安全事業株式会社豊田事業所の処理施設の概要は表3-2のとおりである。

表3-2 日本環境安全事業株式会社豊田事業所の概要

項目		内 容	
設置場所		愛知県豊田市細谷町3丁目	
処理対象区域		岐阜県、愛知県、三重県及び静岡県	
処理能力等	PCB分解量	1. 6 t／日	
	処理方式	脱塩素化分解方式	
	容器・部材からのPCB除去	10. 8 t／日	2. 7 t／日
	処理方式	溶剤洗浄法	真空加熱分離法
処理開始		平成17年9月	
処理終了		平成27年3月	
事業終了		平成28年3月	

2 柱上トランス

柱上トランスについては、県内の電力供給区域の大部分を占める中部電力株式会社が、ほぼ全量を保有しており、供給区域内において保管中及び使用中のものを自ら処分することとしている。

また、県内の電力供給区域の一部において、北陸電力株式会社が使用している柱上トランスについても、同社が自ら処分することとしている。

これら柱上トランスについては、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処理期限である平成28年7月までに全量が処理されることを見込んだ。

表3-3 柱上トランスの処分予定量

廃棄物の種類	保管量	発生量	処分予定量 ～28年7月
柱上トランス (容器及び部材)	約334,000台	約431,000台	約765,000台
柱上トランス由来の微量 のPCBを含む絶縁油	約44,500t	約7,500t	約52,000t

注1) 「保管量」は、中部電力(株)が供給区域内(岐阜県、愛知県、三重県、静岡県及び長野県)に保管しているもののうち、処理が必要となる見込みの量を計上した。

注2) 「発生量」は、中部電力(株)が供給区域内(岐阜県、愛知県、三重県、静岡県及び長野県)で使用しているものが、平成28年7月までに廃棄物となる見込として計上した。

表3-3 その他のP C B 廃棄物の処分見込量

廃棄物の種類	保管量	発生量	処分見込量
低圧トランス、低圧コンデンサ及びその他の機器のうち小型のもの	45 台	0 台	45 台
安定器	79,211 台	3,460 台	82,671 台
感圧複写紙	0.154 t	0 t	0.154 t
ウエス	7.203 t	0 t	7.203 t
汚泥	0.04 t	0 t	0.04 t
その他	5.655 t	0 t	5.655 t

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

第1節 県市の役割

県市は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理が推進されるよう、次の施策を実施する。

1 PCB廃棄物の実態把握

- ・ 保管事業者に対し、PCB特別措置法第8条の規定に基づく保管状況等の届出が毎年確実に行われるよう指導を徹底する。
- ・ また、PCB使用製品の使用を廃止した事業者の把握に努め、保管状況等の届出指導を行う。

2 PCB廃棄物の適正処理等の監視、指導

- ・ 保管事業者に対し、「PCB廃棄物保管事業者等に係る指導要領」により立入検査等を行い、廃棄物処理法で定める保管基準の遵守を指導する。
- ・ PCB廃棄物の紛失や破損等の事故があった場合は、保管事業者に対し追跡調査や支障の除去のための応急措置を講ずるよう指導するとともに、必要に応じて環境モニタリングを実施する。
- ・ PCB廃棄物は、PCB特別措置法に基づく処理期限である平成28年7月までに処理する必要があることから、計画的な処理が行われるよう、保管事業者に対して周知、啓発を図る。
- ・ PCB使用製品の使用事業者に対し、できるだけ早期の代替品への転換及び処理期限内の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進する。
- ・ PCB廃棄物の収集運搬業者に対し、収集・運搬ガイドラインの遵守とともに、東海地区広域協議会で統一的な指導方針を定め、PCB廃棄物の安全かつ効率的な広域収集運搬体制が確保されるよう監視、指導を行う。

3 関係機関等との連携

- ・ 拠点的広域処理施設である日本環境安全事業株式会社豊田事業所において、東海4県のPCB廃棄物が計画的に処理されるよう、東海地区広域協議会において、関係自治体の処理計画や収集運搬業者の許可水準、緊急時連絡体制の整備など必要な事項について調整を図る。
- ・ PCB使用製品の使用を廃止した事業者について、経済産業省中部経済産業局と連携してその把握に努め、当該事業者に対して、廃棄物処理法の保管基準の遵守や、PCB特別措置法に基づく届出及び処理期限内の処分を指導する。また、PCB使用製品の使用事業者に対し、できるだけ早期に代替品へ転換し、処理期限内の処分をするよう周知、指導をする。
- ・ 警察、関係自治体との連絡及び協力体制を充実し、一体となって不適正処理の防止の徹底を図る。

第2節 保管事業者の役割

保管事業者は、処理期限である平成28年7月までに、自ら又はPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物処分業者(以下「処分業者」という。)に委託して、確実かつ適正にPCB廃棄物を処分する必要がある。

また、PCB廃棄物が処理されるまでの間は、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法で定める保管基準に従って適正に保管しなければならない。

このほか、保管事業者は、次の事項を履行する必要がある。

- ・ PCB廃棄物の保管から処分に至るまでの管理を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。
- ・ PCB特別措置法の規定に基づき、保管及び処分の状況を毎年、知事又は岐阜市長に届け出を行うとともに、PCB廃棄物の紛失等の防止を徹底する。
- ・ 処分を委託する際には、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、処理期限内に確実に処分するため、処分業者と十分な調整を行い、委託する時期を定めるなど計画的な処分に努める。
- ・ 高圧トランス等を20台以上保管・使用する事業者(以下「多量保管事業者」という。)にあっては、県処理計画に即し、処分業者と受入計画の調整を行ったうえで、PCB廃棄物の適正な保管、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法その他計画的な処分に関する事項を定めた計画を平成19年度末までに策定し、県市に報告するとともに、計画的な処理に努める。
- ・ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県市が実施する施策に協力する。

なお、PCB使用製品の使用事業者にあっては、できるだけ早期にその使用を中止し、処理期限までに確実かつ適正に処分するよう努める。

第5章 今後の課題

第1節 低濃度P C B 汚染物の処理

近年、P C Bを使用していないとされたトランス等重電機器の一部にも微量のP C Bに汚染された絶縁油が含まれているもの（以下「低濃度P C B汚染物」という。）の存在が社団法人日本電機工業会等の調査により明らかとなっている。

現在、国において低濃度P C B汚染物の特定やその特性に応じた処理方法、処理の基本的方向等について検討がなされているところであり、その結果によつては、今後の事業者による保管や適正処理の推進に大きな影響を与えることが予想されることから、国の検討状況の把握に努めるとともに、関係業界への周知及び適切な指導に努めていく。

第2節 P C B 使用部品を含んだ家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、P C Bが使用された部品を含むものがある。これらのうち、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象となるテレビ及びルームクーラーについては、製造者がP C Bが使用された部品の取り外しを行い、保管をしてきたところであるが、市町村が収集した電子レンジについても、これまでどおりP C Bが使用された部品の取り外しを製造者に依頼するなど、環境への排出を抑制することとします。